

令和5年6月議会

議案説明資料

○議案第135号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第2号）

○議案第137号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案

財 政 局

議案第135号

令和5年度 福岡市一般会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
5	23 繰入金	1 財政調整 基金繰入金	1 財政調整 基金繰入金	5,000,000	399,680	5,399,680
合 計				5,000,000	399,680	5,399,680

補正予算案（第2号）

節		説	明
区 分	金 額		
1 財 政 調 整 基 金 受 入 金	千円 399,680	福岡市財政調整基金条例に基づく基金受入金の追加	

議案第 137 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正等に伴い、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 「わがまち特例」にマンション長寿命化税制が追加されたことに伴う規定の整備（第 50 条、附則第 27 条）

地方税法の改正により、固定資産税について、マンション長寿命化税制が地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）に追加されたことに伴い、市税条例において当該特例の割合を定めるとともに申告に関する規定を設けるもの。

- (2) 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の見直しに伴う規定の整備（附則第 32 条）

地方税法の改正により、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用対象を段階的に重点化することとした上で延長されたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

- (3) 特定小型原動機付自転車に関する種別割の税率区分に係る規定の整備（第 60 条）

原動機付自転車のうち、いわゆる電動キックボード等に該当するものが特定小型原動機付自転車として定義され、地方税法施行規則の改正が行われたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

- (4) 控除対象扶養親族の範囲の見直し等に伴う規定の整備（第 14 条の 2、第 23 条の 4）

地方税法の改正により、扶養控除の対象となる親族及び非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、一定の国外居住親族を除外する見直しが行われたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

- (5) 森林環境税の導入に伴う個人市民税に関する規定の整備（第 26 条、第 29 条、第 32 条、第 32 条の 2、第 32 条の 7）

森林環境税の導入により、市町村が個人市民税均等割と併せて森林環境税の賦課徴収を行うものとされたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

- (6) その他規定の整備（第 23 条、第 44 条の 4）

地方税法施行規則等の改正に伴い生じた項ずれ等について、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

- (1) 第 50 条、第 44 条の 4、附則第 27 条、附則第 32 条 公布の日
(2) 第 60 条 令和 5 年 7 月 1 日
(3) 1 (4) 及び(5)に係る改正規定、第 23 条 令和 6 年 1 月 1 日

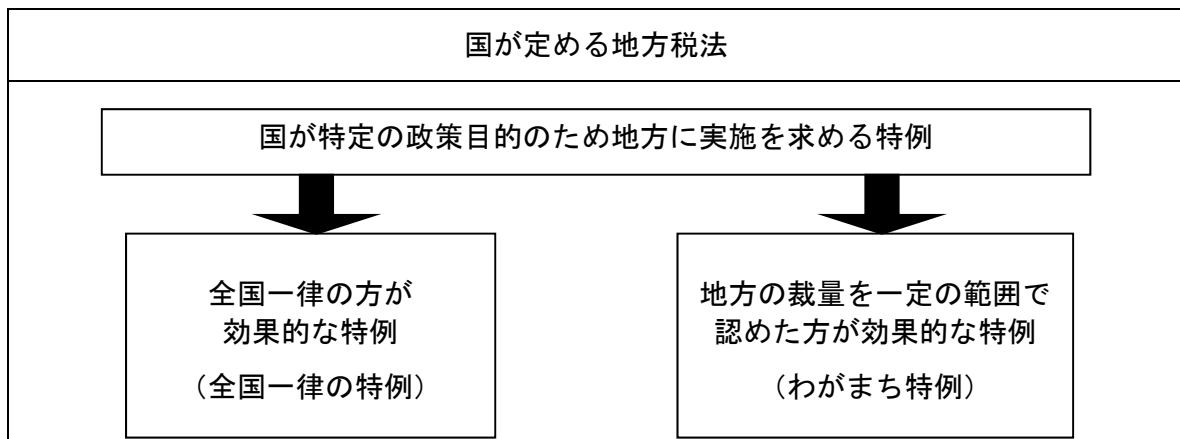
「わがまち特例」にマンション長寿命化税制が追加されたことに伴う規定の整備

地方税法の改正により、固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が追加されたことに伴い、市税条例において当該特例割合を定めるもの。

1 「わがまち特例」の導入

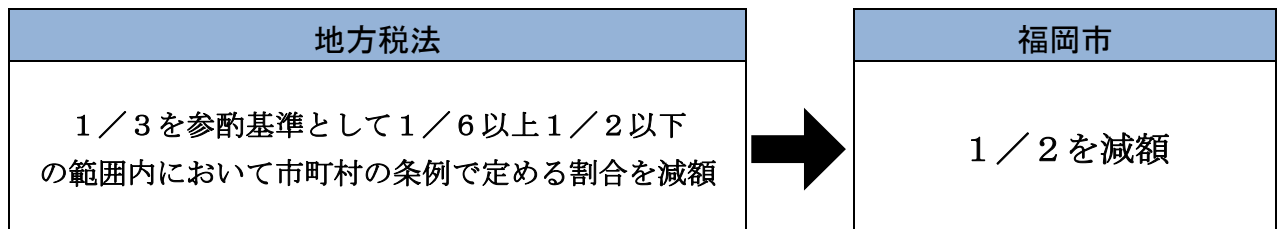
平成 24 年度地方税法改正において、地方税の特例措置について、地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から、国が全国一律に定めていた軽減割合を地方自治体の条例で決定できる仕組みが導入された。

福岡市では、現在 11 項目について市税条例に軽減割合を定めている。



2 地方税法及び市税条例の改正概要

長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った一定のマンションに係る固定資産税に対して講じる固定資産税額の特例措置（翌年度分のみ）を創設するもの。



※ 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に工事を完了したものに
限る。

軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の見直しに伴う規定の整備

燃費性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するため、新車登録後、最初に課税する軽自動車税種別割を燃費性能に応じて軽減するグリーン化特例（軽課）について、地方税法の改正により、電気自動車等の期限を3年延長するとともに、ガソリン車等の営業用乗用車については、その適用対象を段階的に重点化した上で延長することとされたことから、市税条例において規定の整備を行うもの。

※下線が改正箇所

軽減率	区分		適用期間
75%軽減	電気自動車 天然ガス自動車	営業用乗用 自家用乗用 営業用貨物用 自家用貨物用	令和5年4月1日～ <u>令和8年3月31日</u> (3年延長)
50%軽減	ガソリン車等 2030年度基準90%達成	営業用乗用	令和5年4月1日～ <u>令和7年3月31日</u> (2年延長)
25%軽減	ガソリン車等 2030年度基準70%達成		

特定小型原動機付自転車に関する種別割の税率区分に係る規定の整備

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第91号)により、原動機付自転車のうち、いわゆる電動キックボード等に該当するものが、特定小型原動機付自転車として定義されたこと等を受け、三輪以上の原動機付自転車に係る種別割の税率区分から特定小型原動機付自転車を除く旨の地方税法施行規則の改正が行われたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

【現行】

原動機付自転車		税率
三輪以上	車室を備えるもの又は 輪距が0.5mを超えるもの	3,700円
上記以外		2,000円

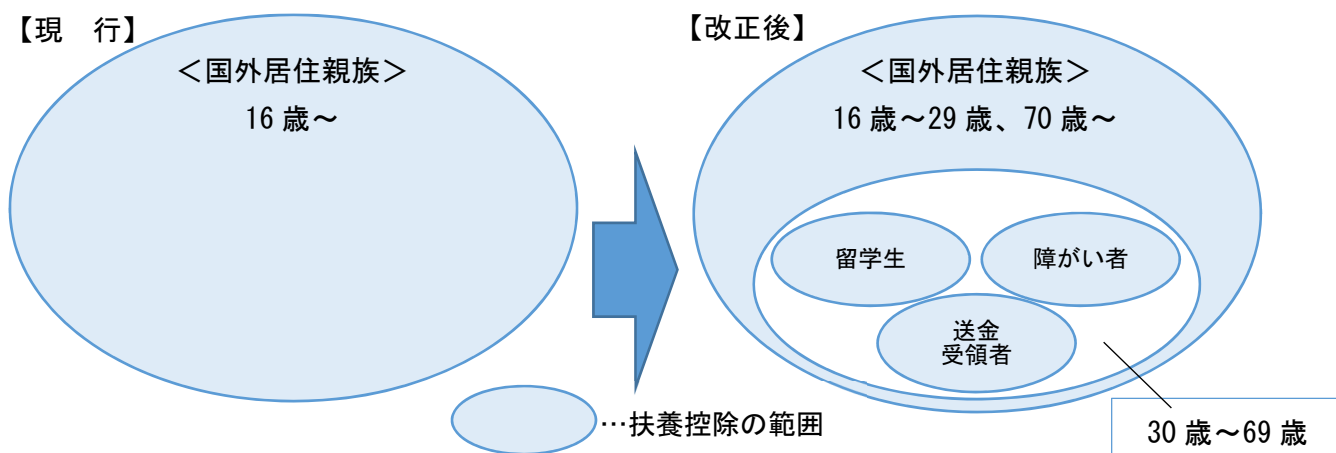
【改正後】

一般原動機付自転車		税率	特定小型原動機付自転車		税率
三輪以上	車室を備えるもの又は 輪距が0.5mを超えるもの	3,700円	全て		2,000円
上記以外		2,000円			

控除対象扶養親族の範囲の見直し等に伴う規定の整備

地方税法の改正により、扶養控除の対象となる扶養親族の要件の厳格化として、国外居住親族については、30歳から69歳までの者は留学生等を除き扶養控除の対象外とされ、16歳から29歳までの者、及び70歳以上の者に限って扶養控除の対象とするとともに、扶養控除の対象外となる者については、均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族からも除外されたことに伴い、市税条例において規定の整備を行うもの。

扶養控除における見直しイメージ



森林環境税の導入に伴う個人市民税に関する規定の整備

森林環境税の導入により、市町村が個人市民税均等割と併せて森林環境税の賦課徴収を行うものとされたことに伴い、個人市民税の納税通知書に記載すべき納付額や特別徴収により徴収すべき税額に森林環境税を追加する等の所要の改正を行うもの。

森林環境税の概要(令和6年度から施行)	
目的	温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源※を安定的に確保する観点から、国税として創設されたもの
納税義務者	国内に住所を有する個人
税率	年額 1,000円(国税)
賦課徴収	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、県を通じて国に払込み
使途	森林整備及びその促進に関する費用

- ・森林環境税は、収入額(全額)に相当する額が都道府県、市町村に譲与される(森林環境譲与税)。
- ・森林環境譲与税は、令和元年度から譲与されており、令和5年度までは地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金が活用されている。

新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（個人の均等割の非課税）</p> <p>第14条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（市民税の申告）</p> <p>第23条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者_____に_____に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医</p>	<p style="text-align: center;">（個人の均等割の非課税）</p> <p>第14条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（市民税の申告）</p> <p>第23条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医</p>

改正前	改正後
<p>療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び前年の合計所得金額が法第314条の2第2項に定める基礎控除額以下の者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、市長が必要と認める者（青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業専従者控除額の控除を受けようとする者若しくは雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金税額控除額の控除を受けようとする者又は施行規則第2条の2の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長の定める様式による。</p> <p>3～7 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第23条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（_____控除対象扶</p>	<p>療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び前年の合計所得金額が法第314条の2第2項に定める基礎控除額以下の者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、市長が必要と認める者（青色専従者給与額を必要経費に算入しようとする者若しくは事業専従者控除額の控除を受けようとする者若しくは雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金税額控除額の控除を受けようとする者又は施行規則第2条の2の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長の定める様式による。</p> <p>3～7 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第23条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者又は控除対象扶</u></p>

改正前	改正後
<p>養親族であつて退職手当等に係る所得を<u>有しない者を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(市民税の納税通知書)</p> <p>第26条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び <u>県民税額の合算額</u></p> <p>(法第321条の7第1項又は第321条の7の10第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(法第321条の7第1項又は第321条の7の10第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第29条 個人の市民税の納税義務者が前年中において給与の<u>支払い</u>を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する</p>	<p>養親族であつて退職手当等に係る所得を<u>有する者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(市民税の納税通知書)</p> <p>第26条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u></p> <p>(法第321条の7第1項又は第321条の7の10第1項の規定により)徴収する場合にあつては特別徴収の方法により <u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額</u>)を前条第1項の納期(法第321条の7第1項又は第321条の7の10第1項の規定により)徴収する場合にあつては特別徴収の方法により <u>徴収されないこととなつた日以後に到来する納期</u>)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第29条 個人の市民税の納税義務者が前年中において給与の<u>支払</u>を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法により <u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。</u>)である場合には <u> </u>、当該納税義務者に対して課する</p>

改正前	改正後
<p>個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、</p>	<p>個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額は、特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、</p>

改正前	改正後
<p>当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は法第292条第1項第6号に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の充当）</p> <p>第32条 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税</p>	<p>当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は法第292条第1項第6号に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により 徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の充当）</p> <p>第32条 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税</p>

改正前	改正後
<p>額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定</u>によつて</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>_____。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第32条の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものその他次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____</p> <p>_____</p> <p>_____の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第29条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条、第32条の5及び第32条の6において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) 略</p>	<p>額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第32条の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により_____徴収することが著しく困難であると認められるものその他次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には_____、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条、第32条の5及び第32条の6において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第29条第1項の規定により特別徴収の方法により_____徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条、第32条の5及び第32条の6において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により_____徴収する。</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) 特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第29条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）<u>においては</u>、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定<u>によつて</u>特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収することができる。</p> <p>3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税については、当該市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、第25条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によつて</u>徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の充当）</p> <p>第32条の7 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によつて</u>徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）におい</p>	<p>(2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第29条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）<u>には</u> _____、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定<u>により</u>特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法<u>により</u>徴収することができる。</p> <p>3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税については、当該市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、第25条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の充当）</p> <p>第32条の7 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）におい</p>

改正前	改正後
<p>て当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</p> <hr/> <p>_____。</p> <p>(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第44条の4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第1項から第3項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第50条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号又は<u>第11項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略</p> <p>2～10 略</p>	<p>て当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第44条の4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項、第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の8第1項から第3項まで、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第50条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号又は<u>第12項第3号</u>に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第50条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項</u></p>

改正前	改正後
<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>12 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略</p>	<p>を記載し、かつ、施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後</u>に申告書を提出する場合には、<u>3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略</p>

改正前	改正後
<p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの _____ を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）<u>第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第14項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正前	改正後															
<p>9 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 略</p> <p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
略	略															
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="113 1821 336 1872">第60条第2号ア</td> <td data-bbox="336 1821 555 1872">3,900円</td> <td data-bbox="555 1821 794 1872">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1872 555 1924">6,900円</td> <td data-bbox="555 1872 794 1924">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1924 555 1975">10,800円</td> <td data-bbox="555 1924 794 1975">5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 1975 555 2027">3,800円</td> <td data-bbox="555 1975 794 2027">1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="336 2027 555 2063">5,000円</td> <td data-bbox="555 2027 794 2063">2,500円</td> </tr> </table>	第60条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第60条第2号ア	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														

改正前

改正後

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第60条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正前	改正後
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</p> <p>_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の_____の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」</u>とする。</p>
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の_____の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」</u>とする。</p>

マンション長寿命化促進税制に係る固定資産税の特例措置について

1 福岡市市税条例の改正について

- 地方税法の改正（令和5年4月）により固定資産税について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）に「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置」（マンション長寿命化促進税制）が追加されたことに伴い、市税条例において当該特例の割合を定めるもの。（議案第137号）

2 特例措置の概要

- 築40年を超える高経年マンションの一部は、区分所有者の高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金を確保できていないことが懸念される。
- このため、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることを目的として、一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事の全て）が実施された場合に、その翌年度に課される当該マンションにかかる固定資産税額を減額する特例措置が創設され、減額割合を法律で定める範囲内で地方自治体が定めることができるようになったもの。

【対象となるマンションの主な要件】

築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること

過去に長寿命化工事を1回以上適切に実施していること

将来の長寿命化工事の実施に必要な積立金の確保を計画していること

+

長寿命化工事※の実施

【特例措置の内容】

- 各区分所有者に課される工事翌年度の建物部分の固定資産税額を減額
- 減額割合は1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める（参酌基準：1/3）

※令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した工事

3 福岡市における減額割合

- 本市の分譲マンションは約5,600棟あり、うち高経年マンションは約900棟、10年後には約2,600棟になると予想されており、早い段階から適正管理を誘導し、市内の分譲マンションストックの管理適正化を積極的に推進していく必要があるため、福岡市市税条例を改正し、固定資産税の減額割合を2分の1とする。

※なお、今回の市税条例の改正に併せて、将来の長寿命化工事の実施に必要な積立金の確保を目的とした計画の作成や見直しに係る費用の一部負担を実施